質問第三 号昭和五十年十月二十八日提出

成田空港の航空燃料暫定輸送計画に係 る閣議決定等に関する質問主意書

右  $\mathcal{O}$ 質問主意書を提出する。

昭和五十年十月二十八日

衆

議

院

議

長

前

尾

繁

 $\equiv$ 

郎

殿

提 出 者

竹 内

猛

## 成 田 空 港 $\mathcal{O}$ 航 空 燃 料 暫 定 輸 送 計 画 1. 1. 係 る 閣 議 決 定等 に 関する 質 間 主 意 書

成 田 空 港  $\mathcal{O}$ 早 期開 港 を なるポ ーズをとり続けてきた運輸省 空港 公団 は、 茨城県 知事  $\mathcal{O}$ 提 示

L た二 年 来 0) 四項 目要求 に対し、 八月二九日、 その場限りの意味 l かない 閣議 決定を 別 添 と

し、 玉 虫色なのか、 色あせた不可 解 な新 東京国 ]際空港 閣僚 協議会 (以 下 閣 僚協」 とい う 了 承 を

参考」とする運輸大臣木村睦男名 の回答書 (以 下 「回答書」という) を同知事に手渡し、 航空燃料

暫

定 輸 送 計 画 ( 以 下 「 暫 定 計 画 という) ~ 0 協 力 を要 請 L た。

以 下、 右 口 答書 及びそれに係 る閣 議決定 ( 以 下 閣 議 決定」 という) と 同 じく閣 僚協 了 承 に関 する

諸点につき、政府の見解を質したい。

な お 質 問 事 項 は 特 に 調 査 • 研 究 は 必要とせず、 政府にとつて、 既知のことばかりであるから、

玉 会法 (T) 規定にある一 週間で答弁書が送付される ŧ のと期待する。

昭 和 兀 八 年 九 月 七 日 に 茨 城 県 知 事 か 5 内 閣 総 理 大 臣 に 対 し、 要 望 0) あ 0 た 件 と は 何 か そ

 $\mathcal{O}$ す ベ 7 を 項 目 別 12 明 5 か に さ れ た 1

暫

定

計

画

は

成

田

開

港

を

昭

和

兀

八

年

 $\equiv$ 

月とすべく

始

 $\Diamond$ 

5

れ

たに

ŧ

か

か

わ

5

ず、

同

計

画

 $\mathcal{O}$ 

前

提 لح

な る 右  $\mathcal{O}$ 件 に 0 き、 政 府 が 口 答 を一 年 間 も 放 置 L た 理 由 は 何 か

 $\equiv$ 本 年 七 月 \_\_ 五. 日 に 茨 城 県 知 事 カコ 5 運 輸 大 臣 12 対 L 要 望  $\mathcal{O}$ あ 0 た 件 とは 何 か。 そ 0 す Š て を

項

目 別 12 明 5 か に さ れ た \ \ •

兀 年 来 放 置 L 続 け た 茨 城 県 知 事 に 対 す る 運 輸 大 臣  $\mathcal{O}$ 口 答 に、 閣 議 決 定 B 閣 僚 協 了 承 を 必 要と

L た 理 由 は 何 カ

五. 右 12 0 き か  $\lambda$ が 4 る に、 暫 定 計 画  $\mathcal{O}$ 実 施 に 0 き、 運 輸 大 臣 木 村 睦 男 に は 当 事 者 能 力 が な V) 0

か あ ると す れ ば そ  $\mathcal{O}$ 法 律 上  $\mathcal{O}$ 根 拠 は 何 か

六 暫定 輸 送 期間 を三年とする点 に つ 1 て  $\mathcal{O}$ み 閣 議決定で言及され て **(** ) る理 由 は 何 か。

七 閣 議 決 定と 閣 僚 協 了 承 とで は、 形 態 (意志 決定 0) 様 式 が 異 な るが こ の 違 1 にどの 様 な 意 味

があるのか。

八 日 本 玉 憲 法 第 七 三 条 は、 内 閣  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ つとして、 法 律 を 誠 実 に 執 行 することを あ げ、 ま た

内 公 閣 共 法 事 第 業 条 で は あ つて ک ŧ, れ を内 法 閣 手 続  $\mathcal{O}$ き 職 を 権 無  $\mathcal{O}$ 視 L 0 とし て ょ 7 1 **,** \ とする る。 理 ま た、 由 は 三木 な < 内 閣 現 ŧ, 行 法 令 田 中  $\mathcal{O}$ 定 内  $\Diamond$ 閣 る لح 手 同 続 様 き

に 従 0 て 行 わ れ るべ き ŧ 0) で あ ることは 当 然 で あ る とし 7 ( ) るが

- (1) 閣 議 決 定  $\mathcal{O}$ 法 律 H.  $\mathcal{O}$ 根 拠 は 何 か 0 関 係 す る す べ て  $\mathcal{O}$ 法 律 名 と条 文 名 を明 5 か に さ れ た *\*\
- (2)閣 議 決 定 は 今 後  $\mathcal{O}$ 内 閣 に ょ る 行 政 行 為 を 1 か な る 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 ( ) つ までどの ょ

うな形で、どの程度拘束するのか。

(3)閣 議 に 0 7 7 は 内 閣 法 第 兀 条 に . 定 8 6 れ て 7 る が 閣 僚 協 0) 存 <u>\\</u> 0) 法律 上  $\mathcal{O}$ 根 拠 は 何 か。

関 係 す るすべ て 0 法 律 名及 U 条文 名を明 5 カゝ にされ たい

- (4)閣 僚 協 で は 決 定 と 1 う 形 で は な < な ぜ 了 承 لح 1 う 形 を と 0 た  $\mathcal{O}$ カン
- (5)閣 僚 協 了 承 は 今 後  $\mathcal{O}$ 内 閣 12 ょ る 行 政 行 為 を 1 か な る 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 1 0 ま で

様な形で、どの程度拘束するのか。

九 閣 議 決 定 は、 必 要 に L て 十 分 正 確 な 表 現をとつて **,** \ ると 思 わ れ る。 ところで同 決 定で は 成

田 空 港  $\mathcal{O}$ 航 空 燃 料 輸 送 は 暫 定 的 に 鉄 渞 輸 送 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ と لح あ り、 鉄 道 輸 送 以 外 に ょ る

成 田 空 港  $\sim$  $\mathcal{O}$ 暫 定 的 な 燃 料 輸 送 を 否 定 L 7 1 る が 現 在 成 田 空 港 <u>~</u> は 玉 鉄 線 は 乗 ŋ 入 れ 7 1

な 1 体 ど  $\mathcal{O}$ ょ う な 鉄 道 に ょ る  $\mathcal{O}$ か 京 成 電 鉄 を 用 1 る  $\mathcal{O}$ カ 0 そ れ と t 别 に 引 込 線 を 成 田 空

港まで建設するのか。

+ 閣 議 決 定 は そ  $\mathcal{O}$ 標 題 か 5 ŧ 明 5 カン な ょ う に 成 田 空 港  $\sim$  $\mathcal{O}$ 航 空 燃 料  $\mathcal{O}$ 暫 定 輸 送 に 0 1 7 な さ

れ た t  $\mathcal{O}$ で あ る が 当 該 輸 送 開 始 後 三 年 以 内 کے す ると 1 う 暫 定 輸 送 期 間 に 0 1 7 は 鹿 島 港 を

経 由 す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ に つ 1 て L か 言 及 L 7 V な 1 0 閣 議 決 定 が 不完· 全 • 不 · 備 で あ ることを認 め る か。

+ 右 に 0 **,** \ て 鹿 島 港 を 経 由 する ŧ 0) に 限 5 ず、 暫 定 輸 送 期 間 を三 年 以 内 とすると は できな

理 由 は 何 か

十 二 口 答 書 に は、 千 葉 港 頭よりのパ イプライン は、 暫定: 輸 送開 始後三年 以 内 12 供 用で きるよ

う 建 設 を進 めるものとし」 とあ るが、この 「三年」という期間 0 算定 根拠を具 体的 に明 5 か にさ

れ た 7 単 なるド ン ・ブリ 勘定にすぎな ζ, ŧ  $\mathcal{O}$ な 0 か。

十三

同

じ

Š

当

該

パ

イプライ

ン

が

期

間

内

に

完

成 で

き

な

7

場

合

に

お

*(* \

7

ŧ,

鹿

島

港

を

経

由

す

る

暫

定 輸 送 を 中 止 す る t  $\mathcal{O}$ とす る لح あ る が 当 該 パ 1 プ ラ 1 ン が 期 間 内 に 完 成 せ ず、 か 鹿 島

港 を 経 由 す る 暫 定 輸 送 を 中 止 L 7 ŧ な お 必 要 な 量  $\mathcal{O}$ 航 空 燃 料 が 成 田 空 港 ^ 到 達 す る 方 途 が あ る

 $\mathcal{O}$ な ら、 な ぜ わ ざ わ ざ 鹿 島 港 を 経 由 す る 暫 定 輸 送 を 行 う  $\mathcal{O}$ か

+ 兀 鹿 島 港 を 経 由 L な 1 暫 定 輸 送 لح は 何 カ そ  $\mathcal{O}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 具 体 的 な 内 容 「 を 明 5 か に さ れ た 7

十 五 同 じく 「鹿 島 港 を経 由 す る航 空燃料 は、 ジ エ ツ 1 A 1に限るもの とする」 とあ るが 羽 田 空

港 0) 給 油 実 績 で は ジ エ ツ } A 1 とジ エ ツ 1 В とが ほ ぼ 半 々 で あ る لح 聞 成 田 空 港 で は

ジ エ ツ 1 В を 暫 定 輸 送 で は どの ようにして 確 保 す る  $\mathcal{O}$ カン

十六 右 に お 7 て ジ 工 ツ  $\vdash$ В が 供 給されなくて ŧ, 成 田 空 港  $\mathcal{O}$ 機 能 に影響 が な *\* \ 0) な ら、

な

ぜ、 千 葉 港 頭 か 5  $\mathcal{O}$ パ 1 プラインでは、 ジ エ ツ 1 В を供給 す るとす Ź 0) か

十七 同 じく 首 都 巻  $\mathcal{O}$ 近 郊 整 備 地 帯 及 び 都 市 開 発 区 域  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す る 法 律に 違 背 することとな

5 な 7 よう 計 画 を 進 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ とす ´る」 とあ る が 同 法 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 従 \ \ \ 同 法 第二 条 五. 項

で 定 義 さ れ る 製 造 工 場 等」 を 鹿 島 石 油 に 建 設 Ļ 暫 定 輸 送  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る  $\mathcal{O}$ か ま た、 暫 定 輸 送

 $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 製 造 工. 場 等 لح は 何 か 具 体 的 に そ 0 内 容 を 明 5 か に さ れ た 1

+ 八 右 に 7 う 製 造 工 場等」 とは、 石 油 業法 第二条三項で定義される 特 定 設 備 に 該 当 す るの

か。

+ 九 鹿 島 石 油が受けた石油業法第四条 の規定による通商産業大臣 の 許 可に係 る石油精製業 で

は、 ジ エ ツ 1 燃 料 油 を 生 産 す ること に な 0 て 1 る カ ま た 年 間 生 産 量 は ど れ 程 カ

<u>二</u> 十 口 答 書 で は 安 全 対 策 B 住 民 対 策 に ŧ 言 及 L 7 1 る が 成 田 空 港 嗀 置 に あ た り 空 港  $\mathcal{O}$ ŧ

たら るとのこと す 被 害 か を 5 軽 減 新 す 東 る 京 ためとし 玉 際 必空港 て、 周 辺 環 整 境 備 対  $\mathcal{O}$ 策 た B め 住  $\mathcal{O}$ 民 玉 対  $\mathcal{O}$ 策 財 に 政 0 上 ( )  $\mathcal{O}$ て、 特 別 千 措 葉 置 県 12 知 関 事 す  $\mathcal{O}$ る 法 要 請 律」 に 協 が 力 制 定 す

さ れ た。 暫 定 輸 送  $\mathcal{O}$ 安 全 対 策 及 び 住 民 対 策 に 0 1 て 茨 城 県 知 事  $\mathcal{O}$ 要 請 12 協 力 す る  $\mathcal{O}$ で あ る カン

ら、 そ  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な 財 政 支 出 を 適 法 に 行 うた 8) 別 途 法 律 を 制 定 す る 必 要 が あ るとし て ょ 1

 $\mathcal{O}$ 

か 必 要 な 1 لح す る な 5 法 律 上  $\mathcal{O}$ 根 拠 を 添 え そ  $\mathcal{O}$ 理 由 を 明 5 カン に さ れ た 1

<u>一</u> 十 口 答 書 で は 適 切 な 騒 音 対 策 を 実 施 す る لح あ る が 騒 音 対 策 が 適 切 で あ る カコ 否 か は だ

れの判断によるのか。

二 十 二 1 ては、 千 な 葉 ぜ 県 茨城 知 事 県  $\mathcal{O}$ 知 要 事 請 は  $\mathcal{O}$ 受 要 け 請 に 入 協 れ 力 た するとは 0) に t か 口 カン 答できな わ 5 ず、 か 茨 0 城 た 県  $\mathcal{O}$ 上 空 カン 0 飛 行 コ ] ス 0 設 定 に 0